平成３０年（フ）第２号
愛媛県西予市宇和町坂戸501番地１　ニューハイツＯＫＩ　Ａ102号
債務者　二宮　梨恵
１　決定年月日時　平成30年１月30日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第４０３号
宮崎市阿波岐原町鳥居原2128番地１　金丸第一ハイツ201号
債務者　野尻　京子
１　決定年月日時　平成30年１月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第３号
宮崎県東臼杵郡門川町加草１丁目２番地
債務者　荒川　昭二
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１８１号
福島県郡山市熱海町熱海６丁目65番地　Ｃ－102号、前住所福島県郡山市中田町赤沼字細田144番地の７
債務者　長岡　　米
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
福島県郡山市熱海町熱海６丁目65番地　Ｃ－102号、前住所福島県郡山市中田町赤沼字細田144番地の７
債務者　長岡　裕美
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第３号
福島県岩瀬郡鏡石町鏡沼147番地
債務者　大竹　光一
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２４６号
兵庫県明石市大久保町西島845番地の48
債務者　六車絵美子
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２６７号
兵庫県明石市東山町3773番地の32　グランディアシャトー朝霧603号
債務者　服部　紀代
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第８８５号
千葉県松戸市常盤平４丁目15番地　常盤平公団住宅Ｅ街区38棟208号
債務者　片岡真一郎
１　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８８６号
千葉県松戸市常盤平４丁目15番地　常盤平公団住宅Ｅ街区38棟208号
債務者　片岡　一美
１　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４１２号
沖縄県那覇市久茂地２丁目19番20号　国吉ビル302
債務者　宮里加津美
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１８７号
広島県福山市今津町６丁目19番17―２号
債務者　大元　三詠
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第９０１号
千葉県野田市野田307番地の１（ルビアス野田1103号室）
債務者　須賀美奈子（旧姓青木）
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第９０２号
千葉県野田市桜台1584番地の４　ル・ソレイユ102号室
債務者　青木　壽子
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１９号
千葉県柏市豊四季252番地10　クラール105号
債務者　新妻　典子
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２９号
千葉県野田市岡田719番地62
債務者　水毛　英治
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１４８号
山口市赤妻町３番36号　ハイツエスワイＢ棟２号
債務者　寺西　淳二
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係